

業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

一 当該特例事業用資産に係る事業の廃止をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該廃止の直前における猶予中相続税額に満たないとき 当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該廃止の直前における当該特例事業用資産の時価に相当する金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例事業用資産の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額

ロ 当該廃止の日以前五年以内において、当該特例事業相続人等の特別関係者が当該特例事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

19 第一項の特例事業相続人等について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該特例事業相続人等の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十一項までにおいて「認可決定

日」という。)以後第二十二項の規定による通知が発せられた日前に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除くものとし、再生計画を履行している特例事業相続人等にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。)は、再計算猶予中相続税額をもつて特例事業用資産に係る猶予中相続税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知が発せられた日から一月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中相続税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する相続税(第二十二項において「再計算免除相続税」という。)については、免除する。

- 一 当該再計算猶予中相続税額
- 二 認可決定日以前五年において、当該特例事業相続人等の特別関係者が当該特例事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

20 前項の「再計算猶予中相続税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例事業用資産(猶予中相続税額に対応する部分に限る。)の認可決定日における価額を同項の規定の適用に係る相続により取得をした

特例事業用資産の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額をいう。

- 21 第十九項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例事業相続人等が、認可決定日から二月を経過する口までに、同項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中相続税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第十九項に規定する認可の決定があつた再生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

- 22 税務署長は、第十七項、第十八項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、第十七項各号若しくは第十八項各号に掲げる場合の区分に応じこれらの各号に定める相続税若しくは再計算免除相続税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請の期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額若しくは当該再計算免除相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例事業相続人等に通知する

ものとする。

23 税務署長は、第十七項又は第十八項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があると認めるときは、これらの申請書に係る納期限（第二十六項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日をいう。）又はこれらの申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間、これらの申請に係る免除申請相続税額に相当する相続税の徴収を猶予することができる。

24 税務署長は、特例事業相続人等が第十七項第一号又は第十八項第一号若しくは第二号の規定の適用を受ける場合において、当該特例事業相続人等が適正な時価を算定できることについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十六項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた相続税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第二十二項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。

25 第二十一項から前項までに定めるもののほか、第十七項から第十九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

26 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例事業相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税に併せて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合 (第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
二 第四項の規定の適用があつた場合 (第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

			三 第十二項の規定の適用があつた場合 (次号の上欄に掲げる場合に該当する 場合を除く。)	同項の規定により納税の猶予 に係る期限が確定する猶予中 相続税額	同項の規定による納税の 猶予に係る期限
四 第十三項の規定の適用があつた場合	同項の規定により納税の猶予 に係る期限が繰り上げられる 場合に該当する場合を除く。)	同項の規定により繰り上 げられた納税の猶予に係 る期限	四 第十三項の規定の適用があつた場合	同項の規定により納税の猶予 に係る期限が繰り上げられる 場合に該当する場合を除く。)	同項の規定により納税の 猶予に係る期限
五 第十七項第一号又は第二号の規定の 適用があつた場合 (前号の上欄に掲げ る場合に該当する場合を除く。)	同項第一号イ及び口に掲げる 金額の合計額又は同項第二号 口に掲げる金額	これららの号に掲げる場合 に該当することとなつた 日から二月を経過する日	六 第十八項第一号又は第二号の規定の 適用があつた場合 (第四号の上欄に掲 げる場合に該当する場合を除く。)	同項第一号イ及び口に掲げる 金額の合計額又は同項第二号 イ及び口に掲げる金額の合計 額	これららの号に掲げる場合 に該当することとなつた 日から二月を経過する日

七 第十九項の規定の適用があつた場合
(第四号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。)

同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
-------------	--------------------

27 第三項、第四項、第十二項若しくは第十九項に規定する納税の猶予に係る期限、第十七項、第十八項若しくは第二十一項に規定する申請書の提出期限、第二十三項に規定する納期限又は前項に規定する利子税（同項の表の第五号又は第六号に係るものに限る。）の計算の基礎となる期間の終期までにこれらの規定に規定する特例事業相続人等が死亡した場合には、これらの規定に規定する納税の猶予に係る期限、申請書の提出期限、納期限又は利子税の計算の基礎となる期間の終期は、これらの規定にかかわらず、それぞれ、これらの特例事業相続人等の相続人が当該特例事業相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日とする。

28 経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等、同項の特例事業用資産又は当該特例事業用資産に係る事業について、第三項又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に關し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことに

より当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該事業について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該特例事業相続人等の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

29 税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける特例事業相続人等に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は経済産業局長に対し、当該特例事業相続人等が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

30 前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈事業用資産について第一項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間の取得で、最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの相続又は遺贈による取得に限る」とあるのは、「前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は

遺贈により取得をしたものとみなされる場合の当該取得を含む。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ」とし、当該特例受贈事業用資産は特定事業用資産とみなす。

- 31 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第七十条の七第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十一条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第二項第一号中「（平成二十年法律第三十三号）」を削り、同号二中「（昭和二十三年法律第二百二十二号）」を削り、同項第三号イ中「三十歳」を「十八歳」に改め、同項第五号口中「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「のいづれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいづれか」に改め、同条第十項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改め、同条第十三項第九号中「その有する」を「第十五項、第十六項又は第二十一項の規定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免除を受けた場合において、第一項の規定の適用に係る」に改め、「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含

む。）」を加え、「全部又は一部について第十五項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る」を削り、「における当該贈与をした当該対象受贈非上場株式等」を「は、当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」に改め、同条第十五項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十六項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同項第一号中「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削り、同条第二十三項中「当該認可決定日」を「認可決定日」に改め、同条第二十六項中「第九項に規定する」を削り、「第十五項の免除届出期限」を「免除届出期限」に改め、同条第三十六項中「又は当該」を「又は」に改める。

第七十条の七の二第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第三項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十一項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改め、同条第十六項及び第十

七項中「のいづれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいづれか」に改め、同条第二十四項中「当該認可決定日」を「認可決定日」に改め、同条第二十七項中「第十項に規定する」を削り、「第十六項の免除届出期限」を「免除届出期限」に改め、同条第四十一項中「又は当該」を「又は」に改める。

第七十条の七の二第一項中「贈与の時」の下に「（第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日）」を加え、「第七十条の七第二項第五号」を「同条第二項第五号」に改める。

第七十条の七の五第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に、「及び第十一項」を「及び第十四項並びに第十一項」に改め、同条第二項第六号イ中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第八号ロ中「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十項中「おいて」の下に「同条第十项第九号中「又は第二十一項」とあるのは「若しくは第二十一項又は第七十条の七の五第十二項から第十四項まで」とを加え、同条第十二項中「のいづれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいづれか」に

改め、同条第十四項中「から二年を経過する日」の下に「（当該二年を経過する日前に第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者が死亡した場合には、その死亡の日の前日）」を加える。

第七十条の七の六第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第二項第八号中「の額」の下に「をいう。」を加え、同条第十三項中「のいづれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいづれか」に改め、同条第十五項中「から二年を経過する日」の下に「（当該二年を経過する日前に第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）」を加える。

第七十条の七第一項中「贈与の時」の下に「（第七十条の七の五第二十項において準用する第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日）」を加え、「いう」を「いい、同条第十二項から第十四項までの規定の適用があつた場合には政令で定める価額とする」に改める。

第七十条の七の九第三項第二号中「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十条の八の二第四項第二号の二の次に次の一号を加える。

一の三 第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産 零

第七十条の十二第四項第一号中「第七十条の二の二第十三項」を「第七十条の二の二第十五項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」に改める。

第七十二条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「二(1)」を「ホ(1)」に改める。

第七十七条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

第七十八条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第八十条第三項中「第十四条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十三条第二項第三号」を「第十九

条第二項第三号」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に、「第十三条第一項又は第十四条第一

項」を「第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第八十三条、第八十三条の二の二並びに第八十三条の三第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第八十三条の四第二号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の三第二項中「（平成三十年法律第四十九号）」を削る。

第八十七条の三第一項第二号中「六十万円」を「八十万円」に改め、同項第三号中「四十万円」を「五十万円」に改め、同項第四号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第八十七条の六第十一項中「並びに第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の七」を削る。

第八十八条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「一万二千円」を「一万一千五百円」に改める。

第八十八条の七第九項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第三項」及び「同法第七十四条の十二第二項中「揮発油の」とあるのは「物品の」と」を削る。

第八十八条の八第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成四十六年四月一日」に、「四万八千六百円」を「四万八千三百円」に、「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同条第二項中「三百八十七分の四十四」を「三百八十七分の四十七」に、「五百三十八分の五十二」を「五百三十八分の五十五」に、「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十」に、「五百三十八分の四百八十六」を「五百三十八分の四百八十三」に改める。

第八十九条第十一項、第十二項及び第二十二項中「三百八十七分の四十四」を「三百八十七分の四十七」に、「三百八十七分の二百四十三」を「三百八十七分の二百四十」に改める。

第八十九条の二第十項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第三項」、「第七十四条の七」、「及び第七十四条の十二第三項」及び「同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」と」を削る。

第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項中「第七十四

条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第三項」及び「第七十四条の七、」を削る。

第九十条の三の三第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七、」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」とを削る。

第九十条の三の四第三項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「あり、及び同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」と」を削る。

第九十条の四第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七、」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油製品等」とを削り、同条第四項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八

から」に改め、「第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七、」及び「同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油等」とを削る。

第九十条の四の二第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七、」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又是原油等」とあるのは「特定石炭」とを削る。

第九十条の四の三第二項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七、」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又是原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」とを削る。

第九十条の五第五項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五

項」及び「あり、及び同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とを削る。

第九十条の六第二項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」、「及び第七十四条の十二第五項」及び「同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十一條（記帳義務）」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」とを削り、「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「あり、及び同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とを削る。

第九十条の六の二第五項中「第七十四条の七」を「第七十四条の八」に改め、「第七十四条の十二第五項」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アス

「ファルト等」とを削る。

第九十条の六の三第四項中「第七十四条の七から」を「第七十四条の八から」に改め、「第七十四条の十二第五項」、「第七十四条の七」及び「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引」とあるのは「非製品ガスの製造」とを削る。

第九十条の八の二第一項中「若しくは久米島」を「久米島若しくは下地島」に改める。

第九十条の九第一項中「又は久米島」を「久米島又は下地島」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第四号イ⁽²⁾及び第五号ロ中「（平成三十年四月三十日までの間は、百分の百三十）」を削り、同条第二項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第一号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十

一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ⁽²⁾及び第二号口中「百分の百十」を「百分の百二十」に改め、同条第四項中「平成二十九年五月一日から平成三十一年四月三十日まで」を「平成三十一年五月一日から平成三十三年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ⁽²⁾中「(平成三十年四月三十日までの間は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上)」を削り、同号ハ及びニ並びに同項第三号を削り、同条第五項中「第一項の」を「第一項(第一号から第三号まで、第四号イ、第五号及び第六号イに係る部分に限る。)」に、「次の各号」を「同項第四号イ又は第五号」に、「当該各号に定める」を「エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十を乗じて得た数値以上である」に改め、同項各号を削る。

第九十条の十三中「平成二十四年五月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同条第一号中「自動車の」を「自動車又は同法第三条第一号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車の」に改める。

第九十一条の三第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第九十二条第五項中「第七十条の六の七第十六項」の下に「、第七十条の六の八第二十五項、第七十条